

令和5年度 第8回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年11月6日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について

出席委員（17名）

- | | | | |
|--------------|------------|------------|-------------|
| 2 窪 田 齊 | 3 森 川 雅 之 | 4 石 川 光 男 | 5 押 条 和 司 朗 |
| 6 尾 崎 之 隆 | 7 池 田 忠 志 | 8 篠 永 賢 二 | 9 星 川 俊 夫 |
| 10 河 村 久 仁 彦 | 12 眞 鍋 晴 豊 | 13 鈴 木 博 美 | 14 高 橋 藤 信 |
| 15 鈴 木 和 治 | 16 村 上 佳 清 | 17 寺 尾 悟 志 | 18 則 友 祝 幸 |
| 19 石 川 武 将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

- | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石 川 茂 | 3 山 下 宏 二 | 4 星 川 久 和 |
| 5 高 橋 忠 明 | 6 佐 藤 保 之 | 8 鎌 倉 静 夫 | 9 竹 本 正 行 |
| 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁 | 13 紀 井 正 明 |

14 受川清男	15 三好昇	16 合田篤夫	18 伊藤浩一
19 萩尾博	20 高橋秀典	22 近藤良啓	23 河村嘉男
24 竹内正篤	25 鈴木敏也		

欠席委員（2名）

1 大西嘉一郎	11 坂上宏
---------	--------

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

7 宇高勉	17 鈴木一郎	21 越智寧
-------	---------	--------

出席した職員

事務局長 森實大	次長 三宅栄一	係長 武村美保
主任 金子愛弓	専門員 藤原貴仁	

第8回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和5年11月6日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

11 番 坂上 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

7 番 宇高 委員

17 番 鈴木 委員

21 番 越智 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

18 番 則友 委員、2 番 窪田 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい
て、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年9月1日解約。

以上、1件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につ
いて、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい
て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満
たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転で、経営規模拡大のため申
請するものです。受人が現在保有する農地より、取得予定の農地面積が大き
いことから、状況把握のため地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行い
ました。許可後は、現在植えられている柑橘を引き続き栽培する予定です。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は新たに農地を
取得する新規就農者であるため、10月23日に地元推進委員とヒアリング及
び現地確認を行いました。許可後は現況のまま譲り受け、ハナシバを栽培す
る予定です。

番号3の案件について、申請者は兄弟であり、市外在住の兄が申請地の肥培

管理が可能な弟へ無償譲渡するもので、許可後はハナシバの栽培を予定しています。なお、申請地は共有名義のため、持分2分の1についての贈与による所有権移転です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 受人は、現在193 m²の樹園地を所有していますが、今回の申請で766 m²の樹園地を取得予定です。新たに取得する農地が大きいので、営農計画や現況の確認を、10月24日に行いました。

申請地は受人の自宅近くの果樹園で、渡人が栽培している柑橘を引き続いて栽培するとのことです。妻やご両親と一緒に栽培に努め、将来はさらに規模拡大も考えているようでした。

意欲的に取り組まれる様子であり、許可することは問題ないと思われます。

議 長 続きまして2番

委 員 受人は現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月23日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請のあった農地は受人の自宅近くの畑で、渡人が栽培しているハナシバの畑を継承する予定です。すでに親御さんの農作業を手伝うなど20年ほどの経験もあり、今後も意欲的に取り組まれる様子でしたので、許可することは問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は近隣の駐車場不足を解消するため、貸駐車場を整備するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は製紙業を営む法人ですが、予てより従業員駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け駐車場を建設するもので、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は、現在近接地で小売店を営んでいますが、既存店舗敷地の契約期間が満了することに伴い、新たに店舗と十分な広さの駐車場用地を確保するため、より立地条件の良い申請地を借り受けての店舗建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は個人で不動産賃貸業を営んでいますが、現在同地域で住宅需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれ

る地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は、現在妻と借家住まいですが、手狭になったため、実家や職場に近く、交通アクセスも良い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、将来を見据え、住環境の整った申請地を祖父から借り受けての一般個人住宅建築で、併せて、住宅への進入路及び雨水排水用水路を新設するものです。申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、渡人は、会社破産によって資産等を清算する代表清算人であり、所有地を紙製品加工販売業を営む受人に売却し、現在、受人が同所において事業経営を行っています。申請者は、転用許可を受けずに申請地を工場として使用し、無断転用状態が続いていたため、今回の申請により、無断転用を是正するものです。申請地は第1種農地ですが、例外許可事由の「既存施設の拡張」に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、将来を見据え、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は紙加工業等を営む法人ですが、従業員駐車場が不足しているため、現駐車場の隣接地を借り受けての駐車場拡張で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は車両整備業を営む法人ですが、業績好調により修理車両が増加傾向にあることから、既存の従業員駐車場を車両置場へ変更し、それに伴い、申請地に従業員駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は病院及び介護医療院を営む法人ですが、現在同地域内でサービス付き高齢者向け住宅が不足しているため、住環境の整った申請地を譲り受け建設するもので、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 10 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、番号 3 番については近藤委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、近藤委員の退席を求めます。

(近藤 委員退席)

議 長 議案第 3 号中、番号 3 番、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 3 番は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 近藤委員の入室を許可いたします。

(近藤 委員入室)

議 長 近藤委員に報告します。近藤委員関連案件の番号 3 番については、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達することを報告い

たします。

議 長 それでは、引き続き採決を行います。

議 長 議案第3号中、番号3番以外の案件について、「異議なき旨の意見」とすること
に賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とすること
とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、4年1か月の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4と5については関連案件のため、まとめて説明します。番号4につい
ては、申請地を農地中間管理機構へ5年間貸し付けを行い、番号5につい
ては、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。

番号6と7についても同様に5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2 番
委 員 異議ありません。
議 長 3 番
委 員 異議ありません。
議 長 4 番と 5 番
委 員 異議ありません。
議 長 6 番と 7 番
委 員 異議ありません。
議 長 8 番の再設定について質疑はありませんか。
委 員 (「特になし。」との声)
議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議 長 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委 員 (挙手全員)
議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 4 号は、「支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。
議 長 日程第 7、議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について」を議題といたします。
議 長 議案の説明を求めます。金子 主任
金 子 それでは、議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について」説明いたします。
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第

1 項の規定により、相続税の納税を猶予される条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかについては、税務署の判断となります。

番号 1 の案件について、10 月 19 日に申請者、地元農業委員、推進委員とともに現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号 1 番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、父親から農地を相続しましたが、以前から父親とともに農業に従事しており、納税猶予の適用を受けるための適格性については問題ないと思います。また 10 月 19 日、現地確認を申請者とおこないました。しっかりと農地が管理されており、水稻や果樹の栽培を確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 5 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第 8、議案第 6 号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行

っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、10月10日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また10月10日、現地確認を申請者とおこないました。田が9筆、畑が5筆あり、非常に広範囲に亘りますが、しっかりと管理されており、水稻や野菜、果樹の栽培が確認できたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

- 議 長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。
- 議 長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長
- 三 宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、説明いたします。
- 番号1の案件について、当該「水路」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用する予定です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。
- 番号2の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号10に関連し、サービス付き高齢者向け住宅を建設するにあたり、水路としての用途を廃止し、払い下げを受け、所有地と一体利用するものです。なお、代替水路を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1について、質疑はありますか。
- 委 員 11月2日に現地を確認しましたが、当該水路は申請者の所有地の間に所在しており、公共の用に供されていない状況です。また、地元水利組合の同意も

得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 番号2について、質疑はありませんか。

委 員 10月28日、現地を確認いたしました。申請地は、転用によりサービス付き高齢者向け住宅の一部になることから、現在の「水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋藤信

委 員 別 友 祝 幸

委 員 窪 田 齊